

船舶事故調査報告書

平成29年7月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成28年6月26日 15時00分ごろ
発生場所	岡山県倉敷市琴浦港 琴浦港下村東防波堤灯台から真方位101° 1.7海里付近 (概位 北緯34° 27.9′ 東経133° 52.2′)
事故の概要	水上オートバイ原Iは、浮体をえい航して遊走中、浮体の搭乗者1人が負傷した。
事故調査の経過	平成28年7月19日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ 原I、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	271-36927岡山、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	負傷 1人（浮体の搭乗者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時
事故の経過	本船は、操縦者が1人で乗り、知人2人が乗ったビスケットと称する浮体をえい航して遊走していた。 本船は、操縦者が発進させた際、えい航索を左手に巻いて持っていた浮体の搭乗者1人が左手の指を負傷した。
分析	本船は、浮体をえい航して発進した際、えい航索を左手に巻いて持っていた浮体の搭乗者が負傷したものと考えられるが、操縦者から情報が十分に得られなかったため、負傷に至った状況を明らかにすることができなかった。 操縦者は、特殊小型船舶操縦士の操縦免許を受けていなかったことから、水上オートバイを操縦してはならなかった。
原因	本事故は、本船が浮体をえい航して発進した際、えい航索を左手に巻いて持っていた浮体の搭乗者が負傷したものと考えられる。